

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私の国民年金納付記録によると、昭和53年1月から同年3月までの期間は、国民年金保険料が未納となっているが、付加保険料も含めて必ず納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除けば、国民年金保険料を全て納付しており、国民年金の資格を取得した昭和51年6月22日から第3号被保険者となった月の前月の61年3月までは、付加保険料も納付している上、平成9年4月1日から14年2月17日までは、国民年金に任意加入し、保険料を納付するなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間後にA市から住所の変更をしているものの、家庭の経済状況に大きな変化があった事情は認められないことから、申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間当時、保険料を口座振替により納付しているところ、申立期間の保険料に係る振替不能の記載も無い上、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、付加保険料の納付期限が到来していない昭和53年4月に、再度、付加保険に加入したことを示す押印があり、事務処理に不自然さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 4 月 15 日から 47 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 20 日に、A 社に入社し、厚生年金保険制度があることを知ったが、脱退手当金という給付制度があることは知らなかった。

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが来て、B 社を退職した際、同社に退職願と健康保険証を提出し、同社から源泉徴収票を受け取ったことを思い出したが、申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えは無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性 60 人（申立人を含む。）のうち、被保険者資格の喪失時に脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間 2 年以上）を満たしている者は 34 人であるところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め 5 人と少数であることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定から約 10 か月後の 20 歳のときに、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることから、年金制度を通算する意思を有していたものと考えられ、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、支給決定日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求と

なっているが、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②の事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者原票の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定に係る事務処理の中で、併せて訂正されるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 21 日から 45 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 45 年 5 月に結婚のため A 社を退職した。

私が 60 歳になって、社会保険事務所（当時）で手続をした際に、初めて申立期間に係る脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

脱退手当金の受給手続はしていないし、受け取ってもいないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 年後の昭和 47 年 5 月 22 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 46 年 2 月 \* 日に婚姻し、改姓しており、申立期間の脱退手当金が、婚姻日から約 1 年 3 か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、ねんきん定期便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。

私の妻も、申立期間のうち昭和 48 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月が未納とされているが、私の母親が、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦の保険料を一緒に自治会婦人部の集金人に納付してくれていたのので、私と妻に保険料の未納期間があることも、私と妻の未納期間が 3 か月相違していることも納得できない。

私が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 48 年 7 月 20 日と記載されており、当初から保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母親が、夫婦の保険料を一緒に自治会婦人部の集金人に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 50 年 12 月中旬から申立人が A 市に居住していた 51 年 1 月 21 日までの間に夫婦連番で A 市において払い出され、資格取得日は国民年金の強制加入期間の初日まで遡ったものと推認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、48 年 7 月から同年 9 月までの期間は既に時効が完成しているため保険料を納付することができない上、そのほかの期間は過年度保険料として取り扱われることとなるが、A 市は過年度保険料の収納は取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張は不自然である。

また、A 市及び B 町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録

において、申立期間の保険料は未納とされている上、当該B町の被保険者名簿により、申立人は、昭和49年4月から50年12月までの保険料を、申立人がB町に転居した後の51年6月24日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間に係る保険料は既に時効が完成しているため納付できなかったものと考えられる。

さらに、B町が保管する申立人の妻に係る被保険者名簿により、申立人の妻は、申立人が過年度納付した日より約2か月前の昭和51年4月30日に、その時点で制度上納付が可能な49年1月を始期とした50年3月までの保険料を納付していることが確認でき、それぞれ過年度納付した時期が異なることから、申立人とその妻の未納期間に3か月の差が生じたものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、「加入手続を行った時期及び保険料の納付額等については、よく覚えていない。」と回答している上、申立期間当時、申立人の居住する地区の保険料を集金していたとする自治会婦人部の者は、「申立人の両親の保険料は集金していたと記憶しているが、申立人及びその妻の保険料を集金したか否かについては、よく覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る具体的な納付状況に関する供述は得られない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年12月まで

私は、ねんきん定期便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。

私の夫も、申立期間を含む昭和48年7月から49年3月までの9か月が未納とされているが、夫の母親が、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦の保険料を一緒に自治会婦人部の集金人に納付してくれていたため、私と夫に保険料の未納期間があることも、私と夫の未納期間が3か月相違していることも納付できない。

私が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和48年7月20日と記載されており、当初から保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫の母親が、夫婦の保険料を一緒に自治会婦人部の集金人に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年12月中旬から申立人がA市に居住していた51年1月21日までの間に夫婦連番でA市において払い出され、資格取得日は国民年金の強制加入期間の初日まで遡ったものと推認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、48年7月から同年9月までの期間は既に時効が完成しているため保険料を納付することができない上、そのほかの期間は過年度保険料として取り扱われることとなるが、A市は過年度保険料の収納は取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張は不自然である。

また、A市及びB町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録



において、申立期間の保険料は未納とされている上、当該B町の被保険者名簿により、申立人は、昭和49年1月から50年3月までの保険料を、申立人がB町に転居した後の51年4月30日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間に係る保険料は既に時効が完成しているため納付できなかったものと考えられる。

さらに、B町が保管する申立人の夫に係る被保険者名簿により、申立人の夫は、申立人が過年度納付した日より約2か月後の昭和51年6月24日に、その時点で制度上納付が可能な49年4月を始期とした50年12月までの保険料を納付していることが確認でき、それぞれ過年度納付した時期が異なることから、申立人とその夫の未納期間に3か月の差が生じたものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする夫の母親は、「加入手続を行った時期及び保険料の納付額等については、よく覚えていない。」と回答している上、申立期間当時、申立人の居住する地区の保険料を集金していたとする自治会婦人部の者は、「申立人の夫の両親の保険料は集金していたと記憶しているが、申立人及びその夫の保険料を集金したか否かについては、よく覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る具体的な納付状況に関する供述は得られない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 17 日まで

私は、ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が、53 万円から 30 万円に引き下げられていることが分かった。

私は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 10 月 17 日当時には代表取締役であったが、私の代表取締役就任は言わば名義貸しで、同社の経理関係や社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額を遡及して引き下げられた理由にも心当たりが無い。

私が所持している申立期間に係る給料支給明細書により、給料支給総額及び厚生年金保険料控除額は、訂正前の標準報酬月額に見合うものであることが確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの間は 53 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 10 月 17 日）より後の 6 年 10 月 20 日付けで、遡って 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本により、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた日において、申立人は申立事業所の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、「私の代表取締役就任は、言わば名義貸しだった。私は、申立事業所の経理には関与しておらず、書類の決裁をしたこともなく、代表取締役印を見たこともない。」と主張しているものの、申立事業所の親会社において代表取締役であった者、申立人が代表取締役であっ

た当時の役員及び経理担当者を含む社員から聴取しても、申立人が申立事業所の経理及び事務に関与していなかったとする具体的な供述は得られない。

また、申立事業所の親会社において代表取締役であった者は、「申立事業所には保険料の滞納があった。」としているところ、同人は、「申立事業所において、保険料の滞納をどう処理したか知らない。申立人の標準報酬月額  
の訂正指示を出した記憶も無く、全く知らなかった。」と供述しており、前述の役員及び社員から聴取しても、滞納保険料の事務処理等に関する具体的な供述は得られない上、社会保険事務所（当時）が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で記録訂正処理を行ったことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 11 日から 9 年 6 月 11 日まで

私は、平成 8 年 9 月 11 日から 9 年 6 月 11 日まで A 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社に勤務していたときに支給された社名入りの作業服を現在も所持している上、一緒に面接を受けて入社した B 氏には同社における被保険者記録が確認できるのに、私の被保険者記録が確認できないのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人の平成 8 年 9 月 5 日現在の履歴書の余白にある「9/4～9/10 アルバイト、9/11～日給月給」とのメモ書き、採用時に申立人の面接をしたとする者及び申立人と一緒に面接を受けたとする同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主から提出された平成 8 年度に係る労働保険概算・確定保険料申告書のための保険料算出資料である保険料算定基礎調査書（月別賃金支払明細書）において、個人別に各月の賃金支払額が確認できるところ、同資料には申立人の氏名は記載されていない。

また、同資料に記載されている従業員の数と事業主から提出された平成 8 年 10 月分から 9 年 6 月分までの給料賃金支払総括表に記載されている「日雇」を除く「役員」、「職員」及び「常用」の人数がそれぞれ一致し、事業主も、「労働保険料算出資料及び給料賃金支払総括表から察すると、申立人は『日雇』として取り扱われていたものと思われる。」と回答しており、申立人と一緒に面接を受けたとする同僚については、「常用」と記載されてい

ることが確認できるところ、前述の給料賃金支払総括表により、「役員」、「職員」及び「常用」については厚生年金保険料が控除されているものの、「日雇」については保険料が控除されていないことが確認できる上、同僚からも、申立人の申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述等は得られない。

さらに、事業主は、提出した前述の資料以外の書類は廃棄しているため、申立人の申立期間に係る賃金台帳、源泉徴収票等の資料は無いとしている。

加えて、申立事業所に係るオンライン記録により、申立人と一緒に面接を受けて入社したとする同僚及び申立人が名前を記憶している同僚の記録は確認できるものの、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

私は、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和 61 年 5 月 26 日から平成 7 年 7 月 24 日まで勤務していた A 社について、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

私が所持している同社に係る雇用保険受給資格者証では、雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 61 年 5 月 26 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立事業所に昭和 61 年 5 月 26 日から申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 61 年 4 月 1 日から同年 8 月 4 日までに被保険者資格を取得した 10 人（申立人を含む。）について雇用保険の被保険者記録を確認の上、照会を行い、9 人から回答を得たところ、月の初旬に入社したとする 3 人の従業員については、入社したとする時期が雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得時期と一致しているのに対し、厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同じく月の初日である 7 人（申立人を含む。）は、雇用保険の被保険者資格取得日はその前月 26 日となっており、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違するものの、そのうち 5 人の雇用保険の被保険者資格取得日は各人が入社したとする時期と一致していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、入社と同時に雇用保険に加入させる一方、給与締日の翌日（26 日）頃に入社した従業員について、厚生年金保険は入社日の翌月初日に加入させる取扱いとしていたことがうかがえる。

また、同僚の回答から、申立事業所の厚生年金保険料は、当月控除であったと推認できるところ、申立期間当時に申立事業所の会計事務を担当していた者は、「5月26日に入社した従業員については、5月26日から6月25日までの給与を7月5日に支給したが、当該給与から2か月分の保険料は控除していなかった。」と回答していることから判断すると、昭和61年5月26日に入社したとする申立人についても、入社月の保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は平成7年7月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなると同時に破産宣告されている上、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる供述等は得られず、申立人が申立期間において、保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 25 日から平成 9 年 2 月 1 日まで

私の夫がA社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。申立期間における標準報酬月額を実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

申立期間のうち、申立人が給与明細書を保管している昭和 57 年 3 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間、59 年 3 月から 60 年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 7 月から 61 年 2 月までの期間、同年 5 月、同年 8 月から平成 5 年 5 月までの期間、同年 7 月から 6 年 12 月までの期間、7 年 2 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月から 8 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 11 月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合



う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、当該期間については、特例法による記録訂正等の対象には当たらない。

また、申立期間のうち、給与明細書を保管していない期間は、厚生年金保険料の控除額は明らかではないが、昭和55年から59年までの期間及び61年から平成7年までの期間については、申立人が保管する市県民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票により、各年の給与の総支給額は申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、同通知書又は同徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額に見合う社会保険料の各年の合計額とおおむね合致している。

さらに、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点はうかがえない。

加えて、給与明細書を保管していない申立期間のうち、市県民税特別徴収税額通知書等を保管していない期間については、事業主は申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 1060 (事案 269 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 9 日から 38 年 10 月 28 日まで  
② 昭和 38 年 11 月 7 日から 41 年 12 月 16 日まで

当初の申立てに対する決定通知を受け取ったが、申立期間の脱退手当金を受給した覚えは絶対に無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間における厚生年金保険の加入期間が、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、被保険者資格喪失日の約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、長男を昭和 42 年\*月\*日に出産していることから、支給決定日の同年 5 月 11 日に脱退手当金は絶対に受給していないと、当初の申立てに続き、再度主張しているが、脱退手当金の支給決定日は、社会保険事務所(当時)において支給決定の裁定事務の処理をした日であり、申立人に対して脱退手当金に係る関係書類を交付した日ではないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容

が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。